

寄附、協賛、利益供与等規制に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、倫理行動規範第3条に基づき、当財団の寄附・協賛等、及びその受け入れ、並びに利益提供等の規制について定める。

(寄附等の規制)

第2条 当財団は、次の各号に掲げる事業を営む者(個人、団体、企業等)、及び暴力団等に対し寄附、協賛、利益提供等をせず、また、これらの者からの寄附、協賛、利益提供等を受けない。

(1) 投機的な取引を行う事業

(2) 高利の金融業

(3) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」並びにこれらに類似する事業

(利益提供の規制)

第3条 当財団は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第3号に定める理事・評議員等の当財団関係者、及び同条第4号に定める株式会社その他の営利事業を行う者等に対し、特別の利益(「利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇」をいう。)を提供しない。

(寄附の募集に関する禁止行為)

第4条 当財団の理事若しくは監事又は代理人、使用人その他の従業者は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。

(2) 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。

(3) 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

(寄附等の手続)

第5条 当財団が寄附等及び特別の利益提供を行い、又は受ける場合には、相手方当事者から、登記事項証明書、経歴書その他相手方当事者の事業、経歴を明らかにする資料を徴するものとする。

(報告)

第6条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度の寄附等の供与、受入れ及び特別の利益提供の明細を、理事会に対し報告しなければならない。

(附則)

この規程は、平成21年10月27日から施行する。

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団

制定 平成21年10月27日